

○長野縣信濃國上水内郡神郷村大字豊野字下伊豆毛  
郷社

祭神 素戔嗚命 大己貴命 伊豆毛神社

創立の年代を詳にせずと雖も、延喜式水内郡伊豆毛神社とある神社なり、神名帳考證「伊豆毛神社、伊勢津彦命、倭姫世記云、出雲神子出雲建子命、一名伊勢都彥神、伊勢風土記云、伊勢津彥神、近令住信濃國、神社観錄、伊豆毛神社、伊豆毛は假字也、祭神出雲建子命、神代村に在す倭姫世紀云、出雲神子出雲建日子命、一名伊勢津彥神、頭注に、伊豆毛素戔嗚命也」とあり、大日本史神祇に「伊豆毛神社、伊豆毛之地、蓋祀出雲大神、神祇志料、伊豆毛神社、今神代村伊豆毛にあり、出雲宮と云ふ、蓋出雲神子出雲建子命一名伊勢都彥命一名櫛玉命を祀る、○按社説に大己貴命を祭るとのれど、實は相殿に坐るを神功の世に高きより此神の神名のみ傳はりしなるべし、中略、凡三月十五日を例祭とす、信濃地名考、伊豆毛ノ神社、今按出雲國に出雲大神と同神にや、亦貞觀二年二月授、出雲神從五位下、此神名恐は假字あるべし、同十五年四月授、出早縣神從五位上、元慶二年二月授、出速雄禪正五位下、今按以上の神名當社にあたれり、大和國の式社出雲健姫神など見えたる同號にて健姫須佐之姫の命なるべし、云々、里俗の口碑に云ふ、舊村名神代村伊豆毛耕地なれば伊豆毛神社と稱するは神代より起りしもの歟、又景行帝の朝水理を治めて社壇を修められしと云ふは是れ水内海なる歟、實に此地は水内海の沿岸にして、西山東峰は自然の堤防となり、南嶺北岳に波打ち寄せしは事實なるべく、現に大湖の遺物常に散見する所なり、之を野史に見るに「推古帝十五年大仁鳥臣住東國廻篠野至科野治水内海云々」と、而して此地は又信越通路の要道たりしなるべし、延喜年中神名帳にも記載せられたれば神戸神田をも置かれたりしが如し、今其地に御刀代神社あり、御刀代はミトシロ又ミタシムに合併地を接して大田石牟禮大倉淺野等いづれも姓より出たる地名あり、昔時は境内も廣闊にして東西一里に亘り南北二里に餘りて末社十二社あり、地を神代と云ふは或は神領の

義に出でしか、現社地を隔つる五町餘北方の山腹平坦の地には舊社地の遺跡と稱する處あり、今小祠を建つ、弘長文永の頃伊豆毛大明神と改稱し、大永二年壬午三月十五日現地に移す、天明六年十月伊豆毛大明神を改めて伊豆毛神社の舊稱に復す、例祭は四月十五日即ち大永二年現地に移りし日を以て之を行ふ、又特有の祭事、式年祭、除夜式、新嘗祭等の神事あり、式年祭は往古より五十年毎に之を行ひ、除夜式は即ち除夜に行ふの祭儀にして神饌の調理幣帛の用意等まで社司自ら之を行ひ、水は社前を廻る小川の清流を用ひ、更に人をして之を行はしめず、而して翌日元旦四方拜を庭前に行ひ、氏子崇敬者等の朝賀を受く、又新嘗祭の事は伊豆毛神社の年中行事に見えて、式は本社に於て之を行はず、攝社伊勢社に於て行ふの例たり、而して其神饌幣帛の如きいづれも皆本秋の作物のみを用ひ、神酒の如き亦清酒を用ひずして今秋收穫の新米にて譲せる甘酒を供進するものとす、誠に千古の遺風を存する淳朴の神事たり、又社司を太田氏と云ふ、當社累代の神職にして昔より今に至る連綿たり、古文書及び寶物の所藏亦少からず、明治六年四月郷社に列す。

社殿は本殿拜殿祝詞殿社務所を具備し、境内地五百六十七坪官有地第一種あり、樹木森立遠近の觀望ありて又四時の風致を存す。

例祭日 四月十五日

神饌幣帛料供進 明治四十年四月五日  
指定年月日 告示第九十九號

會計法適用 明治四十一年十月廿七日

告示第三百七十七號

氏子 戸數 百八十七戸

崇敬者員數 未詳

○長野縣信濃國上水内郡若槻村大字東條字蚊里田山  
郷社

蚊里田八幡社